

猶予を受けた市税等の納付計画書

小美玉市長 殿

納税義務者住所

小美玉市片倉835

納税義務者氏名

小美玉 太郎

徴収猶予特例制度における徴収猶予期間中、猶予を受けた市税等について下記のとおり分割して納付します。

猶予期間中の納付（納入）計画	税目等	納付(納入)の間隔		金額	納付(納入)の方法	その他
	市県民税	毎月 隔月 3ヶ月	25日	3千円	(コンビニ) 金融機関 (名称:) ゆうちょ・窓口	納付開始月は5月からを希望します
	固定資産税	毎月 隔月 3ヶ月		2千円		
		毎月 隔月 3ヶ月				
		毎月 隔月 3ヶ月				
		毎月 隔月 3ヶ月				
	毎月 隔月 3ヶ月					
備考 納付計画に従い納付して下さい。 納付ができない場合はその旨連絡してください。					担当課 担当者 連絡先0296-48-1111(内線)	

徴収猶予特例制度では猶予期間終了後に猶予した市税等を一度に納めることとしております。
 猶予期間終了後に一度に納付する負担を軽減するため、分割して納付することができるとしています。